

## 町の区域の変更について

下記のとおり町の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

## 記

処 分 後	処 分 前		
町 名	町 名	地 番	地 目
銀座一丁目	銀座二丁目	12番	宅地
〃	〃	13番	〃
〃	〃	14番の一部	〃
〃	〃	14番1の一部	〃
〃	〃	100番2	公衆用道路
〃	みなみ銀座一丁目	9番	宅地
〃	〃	10番	〃
〃	〃	11番	〃
〃	〃	12番	〃
〃	〃	18番の一部	〃
〃	〃	19番1の一部	〃
〃	〃	20番	〃
〃	〃	21番1の一部	〃
〃	〃	21番2	〃
〃	〃	22番	〃

〃	〃	23番1	〃
〃	〃	23番2	〃
〃	〃	24番	〃
〃	〃	25番1の一部	〃
〃	〃	25番2の一部	公衆用道路
〃	〃	100番2の一部	〃
〃	〃	100番4	〃
〃	〃	100番5の一部	〃
〃	みなみ銀座二丁目	1番	宅地
〃	〃	2番	〃
〃	〃	3番	〃
〃	〃	4番の一部	〃
〃	〃	12番	〃
〃	〃	13番	〃
〃	〃	14番	〃
〃	〃	15番の一部	〃
〃	〃	16番の一部	〃
〃	〃	17番	〃
〃	〃	18番の一部	〃
〃	〃	19番の一部	〃
〃	〃	20番の一部	〃
〃	〃	21番の一部	〃
〃	〃	100番1の一部	公衆用道路
〃	〃	100番2	〃
〃	〃	100番3の一部	〃